

令和3年度 第5回
江東区地域福祉計画策定会議
会議録

令和3年11月16日

令和3年度 第5回江東区地域福祉計画策定会議

令和3年11月16日(火) 午後1時30分～午後3時00分
江東区文化センター4階 第2・3研修室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 江東区地域福祉計画(素案)について

(2) その他

3 閉会

【配布資料】

資料1 江東区地域福祉計画(素案)

参考1 江東区地域福祉計画(素案)に関する意見
意見シート(地域福祉計画素案関係)

○委員(敬称略)

出席 16 名 欠席 3 名

	役職	氏名	所属団体	出欠
1	会長	長倉 真寿美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授	出席*
2	副会長	岡田 哲郎	東京通信大学人間福祉学部助教	出席
3	委員	秋山 三郎	NPO 法人東京養育家庭の会川の手支部副支部長	出席
4	委員	飯塚 勝	江東区老人クラブ連合会会長	欠席
5	委員	伊藤 善彦	社会福祉法人江東楓の会理事長	出席
6	委員	稲見 晃一	江東区医師会理事	出席*
7	委員	岩田 安正	青少年委員会会長	出席
8	委員	落合 香代子	一般社団法人 ママリングス代表理事	出席*
9	委員	金山 見学	江東区民生・児童委員協議会北砂地区会長 江東区保護司会監事	出席
10	委員	河野 久忠	NPO 法人青少年自立援助センター理事長	出席
11	委員	杉浦 正人	社会福祉法人新栄会 王子事務所長	出席
12	委員	田村 満子	NPO 法人こどもの発達療育研究所理事長	欠席
13	委員	土屋 喜美子	江東区社会福祉協議会総務課認定調査係長	欠席
14	委員	中垣 風見子	社会福祉法人ことぶき会	出席
15	委員	宮崎 英則	ボランティア連絡会会長	出席
16	委員	吉野 義道	多世代交流の里 砂町よっちゃん家管理者	出席
17	委員	渡辺 恵司	大島連合町会会長	出席
18	委員	中澤 孝至	公募委員	出席*
19	委員	三宅 由美子	公募委員	出席

*web 出席

○事務局

	役職	氏名	備考
1	福祉部長	武越 信明	
2	福祉課長	梅村 英明	

○傍聴

5 名

1 開会

○**会長** これより令和3年度第5回江東区地域福祉計画策定会議を開会いたします。委員の皆様にはご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、4名の委員の方に Zoom で参加をいただいております。土屋委員からご欠席とのご連絡をいただいております。また本日の会議では5名の方が傍聴していらっしゃいます。

それでは議題に沿って進行させていただきます。議題 1 江東区地域福祉計画（素案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。

2 議事

(1) 江東区地域福祉計画（素案）について

○**事務局** 皆様、本日はご出席いただきまして誠にありがとうございます。説明に入る前に事務局より何点か確認をさせていただきます。まず、本日の資料につきましては、次第、【資料1】、【参考1】、意見シートとなっております。資料に不足のある方は挙手をお願いします。机の上に置かせていただいた資料は、微修正ではございますが若干の修正をしていますので、本日は机上の資料でご議論いただきたいと思います。宜しくお願いたします。

会議の運営についてです。web での出席との併用となっております。Zoom でご参加の委員の方々にお願です。通常マイクは off にしていただき、ご発言の際に手挙げサインをクリックし、副会長に指名をされたら、マイクを on にしてご発言をお願いします。ご発言はゆっくり、はっきりとお願いします。またセキュリティのこともございますので、個人情報に関する事項につきましては、言及されないようにお願いします。それでは早速議題に入らせていただきます。議題 1 につきましてご説明します。

机上にお配りした【資料1】をご覧ください。全体の構成につきましては前回ご説明をしているので、本日は前回からの主な修正箇所のご説明をさせていただきます。なお、前回からの修正箇所は赤字で、今回の事前送付資料からの修正箇所は青字で記載しております。

1 ページをご覧ください。第1章 計画策定の基本的な考え方です。最後の段落に下線を付した箇所がございますが、ここに新型コロナウイルスによる影響、感染状況を踏まえた活動再開に関する記述を追加しています。また、このページの一番下の用語説明に関する記載につきましては、事務局で検討した結果、読みやすさを考慮いたしまして、該当のページに脚注を記載するというので、以下のページの記載につきましても整理しています。

2 ページをご覧ください。ここには地域共生社会に関するコラムを掲載しております。コラムは区民の方々に計画に関心を持っていただくとともに、地域福祉に関する理解を深めていただくことを目的として、この他に15個掲載しております。なお、福祉施策の他、様々な社会経済活動等との連携等、幅広い関係者の参加と協働が求められる旨を青字で追記いたしました。

3 ページ (1) 赤字下線部分です。市町村地域福祉計画に関する規定である社会福祉法107条の抜粋を記載しております。また (2) 区の関連計画との関係 図表の中の左下 その他の区の関連計画は、委員からの例示をして欲しいというご意見を受けまして、地域防災計画、男女共同参画KOTOプラン2021等を記載しております。

11 ページをご覧ください。圏域の考え方の下の表、各圏域に想定される区域等の中圏域の想定される区域につきましては、前回の資料では、出張所担当区域、保健所担当区域等と例示をしていました。こちらにつきましては、中圏域において小圏域の活動支援等を行う地域福祉コーディネーターの数や社会福祉協議会の拠点機能のあり方について、未だ定まっていないことを受けたも

のでございます。しかしながら、これらのことを検討するにあたって、基本的な考え方を示すべきというご意見を踏まえて検討した結果、目安として5か所程度と記載をしております。

14 ページをご覧ください。計画の背景 (2) SDG s の視点です。こちらにつきましては皆様から様々なご意見をいただきました。それらを総合的に勘案いたしまして、地域福祉計画に関連の深い目標に関する記述を削除いたしました。

30 ページ、31 ページをお開きください。修正前、基本理念と基本方針はフレーズのみで説明文を記載していなかったところですが、複数の委員から第1章の説明箇所からページが空き過ぎているので、改めて説明を入れた方がよい等のご意見を受けて、記載のとおり修正をしております。

32、33 ページをご覧ください。2 包括的な支援体制についてです。こちら委員各位から様々なご意見をいただきました。まず、説明が少なくイメージ図だけでは理解するのが難しいというご意見がございまして、(1) の第2段落以降の説明文を加えました。また、イメージ図につきまして、つながりを表すものとして整理すべき、図が包括的な相談支援に特化した内容となっており地域づくりの要素が抜けている、図では区と社協が対照的になっているがイメージがわからない、支援のために同じ方向に向かっているイメージを出せないか等のご意見をいただきました。これらを踏まえて事務局において検討した結果、33 ページのとおり、表題を3つのつながりによる包括的な支援体制のイメージとし、地域のつながり、行政のつながり、地域と行政のつながりの相関図を記載しております。

57 ページをお開きください。こちらは資料編です。策定会議の設置要綱と委員名簿を記載しております。【資料1】の説明は以上となります。なお、委員からいただいたご意見の対応を【参考1】にまとめてありますのでご参照ください。

ここで、今後のスケジュールについて少しお話をさせていただきます。素案を確定しましたら、12月の議会の厚生委員会に報告し、12月11日号の区報にてパブリックコメントを実施するという進め方を進めています。この関係で意見シートの締め切りを今週金曜日とさせていただいております。議会資料の締め切り等の関係から、検討の時間を少しでも欲しいということで、できるだけ本日ご意見をお聞かせいただければと思っております。また、締め切り後につきましては、意見シートをいただいても素案に反映できませんので、あらかじめご了承ください。

○会長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ここからは副会長に会場の進行をお願いいたします。副会長、宜しく願いいたします。

○副会長 事務局からの今後のスケジュール、そのことを踏まえてというお話を少しまとめさせていただきますと、前回の策定会議、またその後の各委員から出された意見シートを踏まえて、お手元にありますのが素案の最終段階ということになります。

本日の議論を踏まえてパブリックコメントの素案ができ上がるという段階です。まとめていく段階にありますので、本日は具体的にここをこう直して欲しいという、計画をブラッシュアップさせるための議論ということになっております。なるべく多くの委員からご意見をいただきまして、できる限り素案に反映していきたいと思っております。皆様ご協力を宜しくお願いいたします。

これから質問をいただきたいと思っております。Zoomでご参加の方は挙手のマークを押していただければ、こちらからあてさせていただきます。それではご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○委員 36 ページの多世代交流の場の部分です。私どもが実際活動しているのはこのようなスタッフですが、現実的には民生・児童委員が十何人も活動しています。ここに民生・児童委員という文言を入れていただければ有難いと思ひ、ご提案をさせていただきます。

○副会長 正に委員が関わっていらっしゃる当事者での活動ですので、より実態に沿った記述を

ということです。ありがとうございました。

○委員 11 ページの圏域です。これを拝見すると厚生労働省で言われている第一層、第二層、第三層というイメージと捉えたのですが、この中で「地域の福祉の拠点」を考えると、一番小さくは第三層になると思います。「地区社協」ということを私はここでも申し上げましたし、それからかつて社協の理事会でも地区社協が 52 万の人口では必要だということを強くお願いしてきておりました。結局、地区社協でできるというよりも行政、区の方の予算その他のことが大事になってくる。ですからここで地区社協をある程度はつきりさせていただくと地域の活動拠点が見えてくる気がいたします。この地区社協を地域の大事な拠点として、是非つくっていただく。それには私達はどうしても福祉というと行政にお願いするというか、助けていただくというイメージしか出てこない。しかし、地区社協をつくることによって地域の底力というか、地域の有志の方々が立ち上がりやすい、つながりやすい。そういう意味においてボランティア養成というか、ボランティアの活発な活動の拠点になっていくだろう。そういうことによって委員のところのような地域の多世代交流の里と申しましょうか、そういうものが生まれてくるのだろう。そのためには地区社協をつくっていただいて地域の人達の活動の場にしていただく。そのことが活動する人達の自分達の健康や自分自身を助けていく、地域貢献をされていく、ということを十分ご理解いただきながら、地域に広げていっていただきたい。小圏域の中でそれは少し無理だろうと、そこまで地区社協は無理だろうから、せめて中圏域でお願いしたいと思います。

○副会長 ありがとうございます。今、地区社協というお話ができましたが、地域福祉計画は区民、住民が動かしていくものということを踏まえますと、そのような新たな住民、自治組織のあり方というのは一つ大きな議論になってくるんだろうと思います。ただ、これについて、ずっとそういう声もあったのかもしれないけれども、なかなか議論が深まっておりませんので、計画の中に地区社協と書きにくいところはあるかもしれませんが、これについて事務局から願います。

○事務局 副会長からもお話がありました。こちらにつきましては、まず圏域の考え方ということで整理をさせていただいております。中圏域の役割は、小圏域の課題のとりまとめと支援でございます。こちらにつきましては、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが中心となっていくことを想定しております。取組方針の 1－3 等におきましても拠点機能の整備について記載しています。実際に支所のようなものを設けるかにつきまして、選択肢には入っておりますが、これからの課題として今後詳細を検討しなければなりません。委員のご期待には添えていない形かもしれませんが、少し抽象的な記載とさせていただきます。

○委員 それについて、理解はいたします。けれども計画倒れにならないよう実行していくためには、実行できるような施策、計画になっていかないと、立派な文章ができ、冊子ができたところで終わることがままあるということで、是非そこを踏まえて進めていただければと思います。

それから、もう 1 つ。地域福祉コーディネーターが現在社協に 8 人でしょうか。52 万の人口に対して 8 人ということはどういうことだろうと常に思います。現在想定している中圏域は 5 つですので、8 人といわずに、先々 10 人になるでしょうけれども、これから福祉コーディネーターの人数をどうするのか。どういう人をあてるのか。提案として行政の地域福祉コーディネーターもそうですが、地域でそういうことにあたっている方々、ボランティアで十分ですけれども、そういう人達に地域の応援隊、ボランティアということで引き上げながら、そういう人達にも参加していただく。地域の人ほど地域をよく知る者はありませんので、そういうことも視野に入れてお

いていただきたい。

○副会長 ありがとうございます。地域福祉コーディネーターの体制強化、地域で実際に主体となって動く区民の応援ということを含めて、計画の中の施策ではかなり大きな要素のひとつになっています。ここをもっともっと進めていく必要があるという問題提起でした。関連する形でもまた別の観点でも構いません。ご意見のある方はお願いします。

○委員 47 ページの取組方針 7-1 誰もが活躍できる場づくり。「○高齢者や障害者、ひきこもり等で、意欲はあるが就労に結びつかない人の就労支援を推進します。」という文章ですが、ここはひきこもりを一緒にしない方がいいと思います。どちらかと言うと、ひきこもりは意欲の低い方が圧倒的に多いので、ここで書くのであれば「高齢者や障害者等、意欲はあるが就労に結びつかない人」で一度、点で切ってもらって、「ひきこもり等ブランクのある人の就労支援を推進します。」という形にさせていただくとスッキリすると思います。

○副会長 ありがとうございます。文章のご提案をいただきました。

○委員 委員がおっしゃったようにこういうこともということであれば。昨日、障害をお持ちの8歳のお子さんのところへ、災害時のことについて事前に相談しておきたいということで保健所の方と一緒に伺いました。福祉避難所の増設等の要望を出したいところですが、今回はこれまでの様々な要望や意見や注文を各委員が出され、またアンケート等でとられ、それを事務局が取捨選択、整理をされてここまでまとめてられました。日程を聞きますとこのような意見の出し合いは今日がほぼ最後だと思いました。そこでこの福祉計画の素案として出す冊子について、構成についての意見のみにさせていただきます。

1つは、前にも言いましたが、9ページ基本理念のところ。理念と言う言葉は、将来果たすべき目的のイメージ像ではない、ということです。基本理念というのはこうあるべきという普遍的なあり方であって、判断とか評価とか、行動とか実践するにあたっての規範となるものであって、将来実現すべき目標ではない。そういう理念のもとにこういう社会をつくる、地域共生社会をつくっていくということが目標であって、方針です。ですから「江東区で実現すべき地域福祉の将来像として、以下のとおり定める」というのはちょっと言葉がおかしいのではないかと私は思います。しかしこれは、前にもお話しましたが、このように決まったものですから再考をとは言えませんが、一度辞書を調べていただきたいという思いがございます。

それから19ページ。児童人口の推移というところ。児童というのは6歳から11歳の小学生。生徒は12～17歳の中高校生と書いてあるような気がします。不登校児童生徒数の推移のところにも小学校が何人、中学校が何人と書いてあって把握しやすい資料になっています。次の20ページ、児童虐待と相談対応件数の推移のところに対象の年齢が書かれていない。一番下の注には児童相談所の相談件数を含まないと書いてある。児童相談所での対象年齢は18歳までのこどもとういことになっております。この項における児童虐待の相談対応件数の対象年齢がいくつまでであったのかということが書いてあると、資料を把握するときの一助になるのではないかと思う次第です。これは江東区の方で受け付けられたものですね。児童というと非常に小さいお子さんというイメージを受けるので、ひょっとしたら中学生以上も入っているのかわからない部分があると思いました。

あとは、コラムというのが前回より増やされた資料になって、このコラム欄があることによって非常に素案そのものに対しての親しみというか、内容に親近感が持てるなということがあったので、コラム欄をつくられたのは大変良かったという感想を持ちました。

他には、大きな項目の計画策定の趣旨のところの文章ですが、これは初期の頃の素案は非常に簡素でスッキリと書いてあったが、皆様からのご意見によりこれも足して欲しい、これも足して欲しいということで、色々書き加えられて長文になってしまった文章が多く、ちょっと読んだだけではわからなくなっている、読み返さなければわからない文章になってしまっているところがあります。もう少し簡素な文章になればいいかなという気がいたしました。

○副会長 ありがとうございます。20 ページの児童虐待対応相談。ここは対象の年齢を明確に書いた方がよいという具体的なご提案でした。もう少し読みやすい文章にするためにお気づきの箇所を意見シートにそこは書いていただくと、取り入れていただけたと思います。

○委員 52 ページ 施策 10 啓発活動を推進するの中に、学校教育や生涯学習における学びの機会の充実・・・という項目がありますが、「学校教育」というのは確かにわかりますが、この文面ですと、どういうことが「学校教育」なのか。単純に言うと、「教えることだけですよ」というニュアンスになると私は思います。やはりここは「福祉教育」という形で、「学校福祉教育」。福祉という言葉を入れることが、学校の中にも必要ではないかと思えます。福祉教育というのは、これからどうしても必要な学校教育にならざるを得ないと思えます。特に小さいこどもに福祉のことをちゃんと教えることは、これからの高齢化社会、これからの世の中の流れの中で必ず必要だし、それによって学校教育を受けたこども達が素晴らしい福祉の人材になれるのではないかと私は想定しています。「学校教育」でわからないことはないですが、できましたら「学校福祉教育」にしていれば有難いと思っています。宜しくお願いします。

○副会長 ありがとうございます。ここに地域福祉、その観点での啓発活動という点では単に「学校教育」ではちょっと意味が違うのではないかと、というご意見でした。

○委員 私もまず感想からですが、見させていただいてすごく読みやすくなったと思います。1つだけ気になったのは 33 ページの概念図です。この間もどなたかから意見が出て、私もハッとしたんですけども。「地域のつながりのところに住民が入っていないのではないかと」という意見があったかと思えます。今回もそれが入っていなかったのが気になっています。中心になる方は凄く大事だと思いますが、私も地域でお仕事をさせていただく時にお隣の方が見守りをしてくださって色々教えてくださることが非常に多いです。なので「住民」が輪の中に入っていると凄く嬉しいと思えました。

○副会長 これに対して事務局から補足をお願いします。

○事務局 本日お配りした資料 33 ページのイメージ図をご覧ください。委員のご指摘のとおり、地域のつながりの中に住民がいないということが気になっておりまして、ちょっと図を抜本的に修正するのが難しいので、住民を上のところへ青字で文章で追加させていただきました。「支え手、受け手という固定的な関係ではなく互いに支え合う関係づくりが重要です。」というこの文言で「地域のつながりの中にはすべての区民が入っている」ということを表しました。図ではなく文章ですが、一応、そのことをお示したというところです。

○委員 ありがとうございます。

○副会長 今、事務局よりそのように説明がありました。委員のご意見に被せる形で私も一委員

として気になりましたのは、32 ページ (2) 区民の役割のところ。区民の役割で少し受動的に見えるところと思いました。具体的には3番目の「地域で起こる様々な問題を直接手伝ったり」。この「手伝ったり」という言葉が少し受動的かなと思い、これを「地域で起こる様々な問題と向き合い、適切な窓口につなぐ等の解決を図る」とすれば、主体的な意味が込められるのではないかと。そして、33 ページの図ではパッと見ますと区民が様々な課題を抱える人、家族とここに入っていて対象化されている、助けられる存在、という見方が飛び込んできます。事務局では支えられることもあれば、支え手になるということを書いたところですが、やはり図で飛び込んで来るイメージは受動的な見方だということで、今、委員のおっしゃった趣旨はそういうことで宜しいですよ。今、ご意見をいただきましたので、事務局で考えていただければと思います。

○委員 52 ページのコラム「お互いを認め合う社会を目指す」という欄の最後から3行目に「S O G I」、「L G B T Q」、「L G B T+」が書かれていますが、ここだけカッコ内の説明がない。付随情報だと思うんですが、やはり意味が分からない人が多いと思うので、軽く説明があるといいと思いました。

○副会長 そうですね。理解を深めるという目的もありますので。この表記だけではわからないというご意見でした。

○委員 私もまず感想から。やはりコラムがすごく良くて、大人から子どもまで読める計画になっていると思いました。これを手に取ってもらえるような表紙も今後つくっていただければと思います。気が付いた点を2点ほど申し上げます。

30 ページ、31 ページの施策の体系ですが、私は矢印があると、矢印の元と先のつながりを見てしまいます。これは恐らく右と左の意味はあまりないようなので、ボックスをタテに並べて1つの矢印でつなげるくらいでもいいと思います。あと、表の見方、右側の一番下。補足的なことなので、そういう構成もちょっと考えていただけるといいと思いました。

2点目は52 ページ。私は江東区のまちづくりのワークショップに参加していますが、今週日曜もちょうどありまして、今年は小学校の出前講座のブラッシュアップをするということで、その中で人の尊厳というところですね。相談員の方、目があまり見えない、身体に障害があるとか色々な方が参加して相談員として小学校に行くそうです。取組方針10-1 共生社会への意識向上のところでは区立中学校への出前講座となっているので、もうちょっと幅が広いと思いますので、確認して記述を追加していただければと思います。

○副会長 1点目はより見易さ。そこを指摘いただいたのと、2点目は52 ページの出前講座について。例のひとつとして書かれていますが、実態を踏まえてご検討いただきたいということでした。

○委員 40 ページに「中間支援」という文言があります。この中間支援とは、どの程度まで、どこからどの辺りまでを中間支援と考えているかをお聞きしたい。

○事務局 正にこれから組織等についての検討を開始するというごことですのでございます。地域と区との仲介役ということで、どこまで担っていただくかをこれから詰めていきたいと思っています。

○委員 私も区内でいくつかの団体と一緒に活動する中で、どこまでを中間支援と考えるかと、今、改めて考えた時に、例えば、行政の施設、子ども家庭支援センター等の施設運営がほとんど

外部の福祉団体が請け負っている現状があり、江東区内で活動している団体がそういうものを請け負って施設を運営している、または地域とつながっていくというのを見かけません。今後、区内で活発に、そして広く、有能な活動をされている団体が中間支援ということで、色々な希望が出てきている。施設を自分達と一緒に運営したい、極端に言えば、かつて港区のようにNPOが廃校になった学校をそれぞれが部署をもって、そこで会議その他の活動の拠点として地域に広がっていく。本区の場合はそういうものが見えないので、ボランティア団体をより活性化させていくためには、どうしたらそういうものをとれるのだろうか。アンケートではあまりボランティアに対する関心がないという結果を見かけましたが、欧米では既に社会の活動はボランティアが担っている。行政頼りばかりではないということが報道されていますが、日本の場合はそこがどうしても行政頼りになっている。それをもっと地域の人達が支えるような社会にしていくためにはこの中間支援というものは、地域の人達で担えるような取組を指導して欲しいということをお願いとして、意見としてさせていただきます。

○副会長 ありがとうございます。ボランティアな組織、セクター、そこを力づけていく。中間支援組織のあり方というところで問題提起をいただきました。

○委員 先日意見をだささせていただいて、取組方針4-1まちのバリアフリー化の推進に「妊産婦」を入れていただきました。3ページの計画の位置づけにも男女共同参画 KOTO プラン 2021 と明確に入れていただけて、良かったと思っています。取組方針4-1は、なぜ「妊産婦」なのかをまずご説明いただきたいと思っています。他の委員のご意見も拝読させていただきましたが、前回、「女性」というところについて「なぜ、“等”にしているのかを説明していただきたい」という発言をさせていただきました。最終的に文章を変えた方がいいと思う箇所については、その文章を提案してくださいというお話だったので、今回提案させていただきましたけれども、そこについては「修正しない」というお返事をいただいています。私は別に修正を必ずしてくださいということではなくて、なぜ、“等”にして、“女性”を入れないのかを説明してくださいと質問しました。「提案してください」に対して「入れません」ということではなくて、どうして入れないのかを教えてください。なぜ女性というところにこだわるかと言えば、ダイバーシティ、男女が同じように社会で活躍するとか、性的役割とか、性別に対して疑問を持っているような方達の問題だけではなくて、私は暴力というところでやっているんですけども、女性が暴力を受けやすいというところがありまして、そういった意味でも女性を入れていただきたいんです、と申し上げた。それは5月からずっと言っています。あと、取組方針4-1に関しては、公共施設の特にお手洗いであるとか、そういったところでは女性に限らず、こどもも性暴力を受けやすい訳なんです。そういったところもあって女性という言葉を入れて欲しいと言っている訳ですが、なぜご意見を踏まえて妊産婦ということになっているのか。もう一度整理すると、なぜ妊産婦として整理して入れていただいたのかを教えてください。そして、女性という文言がどうして“等”になるのか、ということについて教えてください。

ご回答を拝見すると、「地域福祉計画は対象や制度に捉われない視点で計画を立てているので、そういったターゲットを絞らない」というご回答をされていますが、私にはちょっとわからないですね。高齢者、障害者、こども、外国人、そういった方々は文言でわかるターゲットになって、女性という文言が明確に社会の中に私が申し上げた暴力ということだけでなく、非正規雇用による貧困であるとか、江東区にはシングルマザーが4割位いると聞いていますが、問題になっているのになぜ入ってこないのか、その理由を教えてください。

○事務局 まず1点目の取組方針4-1のところ妊産婦と入れたことについて。妊産婦等につ

きましては公共施設等で移動の際に不自由な部分を持っているということでこちらに記載しました。また、女性と言う部分につきましては、現行体系の中で可能な範囲につきましては反映させていただいたと考えております。基本的な考え方でございますが、やはり男女平等ということで女性が差別を受けてはならないことは当然だと考えております。しかしながら、男性と女性は基本的には平等ということをベースに考えているところです。また、委員の方々からもこのことにつきましてはご意見をいただいております。ここでご紹介しますと、「女性という表記については、会議での意見を伺い、理解できましたが、現在のジェンダーの考え方の中で表記するのは個人的には違和感を持っています」、「女性も含めたダイバーシティ、LGBT等については重要な課題ですが、長期計画の『区民の力で築く元気なまち』の中で取組方針を策定しているので、地域福祉計画に記載する必要はないように感じました」等となっております。

○副会長 事務局から回答がございましたが、委員は今の説明に対していかがでしょうか。

○委員 まず、ご返答いただいたことに感謝申し上げます。あとは、そういった委員の方のご意見を伺えたことに感謝します。これ以上、この問題について言及するつもりはないですけども、地域社会の中で共生社会、助け合わなければいけない時に、明確に今、社会課題として挙がっている女性というところが、男女平等という、「互いに平等なのである」という定義だけで入れないというような考え方はズレていると私自身は考えておりますし、今後も江東区の中で困窮している女性は実際にいる訳なので、そこに対してこの計画の中でも今後も引き続き検討していただきたいと思っています。以上です。

○副会長 ありがとうございます。とても重要なお議論。ちょっと深めていく時間はないですけども、私も1点、一委員としてちょっと気になっているところがあります。計画の中で1ページの計画策定の趣旨の中に、生活困窮の視点がちょっと薄いのではないかと気になっていました。そこに今、委員が話していた女性の観点も入ってくると思います。やはり国の通知でも生活困窮の要素を地域福祉計画に含めるべきとあります。また、2018年に生活困窮者自立支援法が改正され、その中でも生活困窮の自立支援の制度を軸にしながら包括的な支援体制をつくっていくべきだとあります。またどこにもつなぎ先のない場合は生活困窮の自立相談支援機関につなげるように等々、生活困窮の視点はとても大切だと捉えています。

取り入れられればですが、1ページに社会的な孤立だけではなく、経済的な格差、その中で様々な社会的な不利、それが重なるように社会的排除という現象が生まれており、そうしたものが弱い立場の人にとっても集中していく。その観点を入れてこそ地域共生社会だと思っています。

その中では33ページには包括的な支援体制の図の右側の行政のつながりには生活困窮が入っていますから、これは良いと思いますが、39ページ目の取組方針2-1、あるいは2-2の中に行政内部の連携強化、組織横断的な相談支援体制の中に生活困窮の自立相談支援機関が入っていないのは、国の地域福祉計画づくりの方針にもちゃんと入れるようにということが書かれていますので、ぜひ入れていただきたい。

そして33ページ、先程の委員のお話に絡めますと、やはり差異があって、それに優劣がつけられていくと差別が起こっていく。それは普段はあまり認識されないもので、なかなか問題化されない訳ですが、ちゃんとそういったものを地域福祉計画の中で捉えて、計画の言葉にも含めていく。図にも含めていくということが大切なのではないかと思います。その点で具体的な提案になりますと、33ページの行政のつながりのところで、委員のお話に絡めますと、現在、女性相談、婦人相談というのが特に東日本大震災以降とても大きな問題になっていて、高齢世帯、高齢夫婦の中でも女性の虐待が起こったり、本当に大きな問題なんですね。ということでは、今、女性相談と

いうところが行政の中にはあるはずですので、ここには、女性、婦人というところを入れて、さらに外国人も入れて、考えられる範囲では入れていくことは大事だと思いました。

さらにここに今は入っていないけれども、制度の狭間という状況の中ではこれから必要になってくる認識がなかったけれども、つなぎ先がないという、そういう相談についても包括的に対応していきます、ということをごここにアスタリスク（*）で書いておくということが正に包括的な対応になっていくと思われました。

今回、地域福祉計画はここで策定して完成ということではなく、これからブラッシュアップしていくものと認識しています。パブリックコメントに載せる前に含まれるものがありましたら、含めていただきたいと思っております。

○委員 先程から出ている弱者という部分の話の中で、39 ページ、行政内部の連携強化ということでは、先程女性の問題ということでも取り上げられましたが、もう一つは子どもが虐待の矛先になって被害を受けているという現実もある中、学校という部分がこの行政の連携強化の中に抜けているのではないかなという印象を受けます。後ろの方でスクールソーシャルワーカーからのケアという部分も載ってはいますが、やはり子どもが一番生活している部分、いつでも見守れるということでは学校の存在が非常に大きいと思います。そういう中で、行政内部の連携強化、相談支援体制の構築の中に学校の存在をもう少し明確に出してもよいのではないのでしょうか。

○副会長 委員から大切な論点を出していただいたと思います。どうしても福祉行政の中だけで考えがちですが、学校行政ですとか、もっと言えば農林、経済、様々な分野とつながってこそ今回の地域共生社会の概念ですので、ご指摘いただいたことはとても大切なことだと思います。

○委員 1 ページにダブルケア、ヤングケアラー、8050 問題があって、39 ページでやっと出てきて、これについての取組。具体的には、先程、委員がおっしゃったようにスクールソーシャルワーカーのところで、たぶんヤングケアラーの問題等については言及されるかと思うんですけども、羅列されているだけで、これについての具体的な取組をもう少し記載があってもいいというのがまず 1 点。

それと先程のスクールソーシャルワーカーですが、令和 3 年度で 5 名。中学校が 24 校、小学校が 47 校。その中でその 5 名が活躍しているといっても、数も少ない。先程の地域包括支援も 8 名しかいない。そういった意味で今後どうやって増員していくのかの展望について述べていただければと思います。

さらにもう 1 点、先程、委員もおっしゃっていたように区内で活動している NPO。この図を見ると NPO とボランティアが一体になっていて、社会福祉法人は別。これからのボランティアについてどうやってボランティアを養成していくか。昔と違って専業主婦の方はますます減っていく。そうすると既存のボランティアの捉え方をしていくと、これから 10 年後にどういう形になるのか。我々が活動していても非常に怖い部分があると思います。この中間支援組織ではどのように、ボランティア、NPO といった市民の力を育てていくのかという視点をぜひとも行政に持っていただきたい。ボランティアというのは、タダで使える戦力だと思われているのではないかというような被害妄想を持ってしまいそうな対応というのが、ないことはない。それは青少年委員さんも民生委員さんもそうだろうし、それぞれ使命をもってやっているんだけど、実際のところ、色々な形で重要な場面ではやはり法人格を持っている社会福祉法人とか、株式会社とか、そういったところにいってしまう。そこら辺で我々 NPO はどうやってボランティアを育てていくのか。今回の地域福祉計画には載らないにしても継続的にその視点を忘れてしまうと、5 年先、10 年先に江東区で誰が福祉を担うのか。お題目だけできてもそれを担う人間がいなくなるのではないかと、

という懸念を持っています。

○副会長 ずっと出てきているポイントです。既存の担い手、前提条件が崩れてきているので、もっと区民の力を支える専門職のあり方、行政のあり方が大切であろうということです。事務局から補足をお願いします。

○事務局 何点かご質問をいただきました。ヤングケアラー等についての取組の具体的な記載がないという点についてです。このことにつきましては今回の地域福祉計画では課題を整理して、その課題に対する基本的な取組をまとめる形をとっております。具体的な取組につきましては、計画策定後に所管課において検討を進めるということで、こちらについては記載していないところでございます。従いまして、スクールソーシャルワーカーの要員につきましても、今後、所管課において検討していくということです。また、NPO、ボランティアの確保ということにつきましては、本当にこれから取り組んでいかなければいけない課題だと考えております。行政として中間支援組織についての検討を進めたいと考えております。このことと合わせましては、ボランティアの養成方法、ボランティアのあり方についても検討を進めていきたいと考えております。

○副会長 事務局からの補足でした。今回の地域福祉計画は基本の方針を示した訳で、これに基づいて行政は行政で、地域は地域でということで具体的な取組を生み出して評価していくという、そういうものであるという整理でした。その他はいかがでしょうか。

○委員 今、委員が言ってくださった様にこれからボランティアの社会をつくっていくには、ぜひとも、今、ご回答いただいたことを具体的に進めていただきたいと切に思います。

それから私が読み足りないのかもしれないが、今、社会で中高年のひきこもりが大変心配されている。この中高年の引きこもりをどういう形で社会で支えて、その方達が安心して生活できるような職業といいましょうか、職業指導についてもかなりされていることは時々紙面で拝見しますが、なかなかそういう方が表面に出てきてチャレンジするというのは少ないように見ております。これからの課題として中高年のひきこもり。小中高生のひきこもりがそのまま中高年のひきこもりになる場合もありますし、職場でつまづいたことが原因となっていく場合等、色々なケースもあると思いますが、これからの取組をどうしていくか。またそのことにふれた箇所がどこにあるのか、またはそのことについて違った観点で取り組んでいくのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○事務局 中高年のひきこもりということで具体的に記載した箇所はございません。このことにつきましては、現在、江東区内で明確な所管課は定まっておりません。ひきこもっている方が精神障害等をお持ちであれば保健所が、就職してもいいということであれば自立支援の担当課に相談に行くという形で対応しており、いわゆる、制度の狭間にある方々と考えております。これらの方々への対応につきましては39ページの取組方針2-2で、組織横断的な相談支援体制の構築と書いてあります。○の一つ目で制度の狭間にある問題を抱える方等に対して包括的な支援を実施する体制を構築します、という基本方針を示させていただいております。今後計画策定ができましたら、具体的にどのような取組をするかについての検討を進めていきたいと思っております。

○副会長 今、委員からのご質問で正にひきこもりの捉え方、その中で中高年のひきこもりというのは制度の狭間なんだということが明確になったということです。

○委員 私が感じたのは、45、46 ページ災害時の福祉を向上させるというところです。東日本大震災以降、私は障害者の施設に携わっていますが、施設ごとや個々では色々動いている。例えば自立支援協議会のある部会では災害時の要配慮者に対するの支援は必要だということが数年前から話は上がっているが、これに関わる課や部が広い範囲ということもあり、なかなか進んでいないというのが正直な感想です。今回ここでしっかり挙げてきたことでより進んでいけばいいと思うのと同時に、今、事業継続計画（BCP）で各福祉事業者は何年までに計画をつくりなさいというのが出ていますが、それができたところで事業継続というより、実際に被災した時にその人達をどのように守っていくかということがまだ足りていないと、現場にしながら感じているところです。その中で46 ページのコラムでこういう形が出てきておりますので、ぜひ、この計画を基に実現できるように特に課や部が色々交わってやっていく部分だと思っておりますので、切にお願いしたいと思っております。

○副会長 ありがとうございます。他の区ではケアマネジャーさんが中心になってその仕組みをつくらしたりする動きも出ていますので、今は個々の事業所で計画は立てていますが、その先、展開する仕組みをご指摘いただきました。会長、挙手されていますのでお願いします。

○会長 皆さん細かいところまで見ていただいて、様々な意見が出ていることに、まず感謝申し上げます。先程、事務局から今回の地域福祉計画の場合、こういう方針でやりますという方針を示すことと、どのような課題があるのか出していくことが大事で、これから各庁内の担当部署で検討したり、対応したりするというご発言がありました。これはもちろん、会議録に残していると思います。これまで地域福祉計画を立てていなかった江東区が初めて立てたということで、きちんと計画を立てるようになったということがまず第一歩だと思います。計画を立てたことで終わりではなく、今回掲載が細かいところまでできなかった部分も含めて、評価をするときにはどこの部署が、もしくは、誰がそれを担当して検討して、それが変わったのか変わらないのかを評価をしていけるような形に。ちょっと気が早いかもしれませんが、色々ご意見がでた中で、やはりそこを。今回意見シートもお出しいただきますが、時間的な問題とか色々ありますので、ご意見がでたものについては評価はきちんとするという事で皆さんご理解をいただきたい。

きちんと私どもも覚えていきますし、事務局も覚えていただきたいと思いますし、委員の皆さんもちゃんとそこは評価をしていこうということでご理解をいただきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

○副会長 ありがとうございます。正にこれからの重要なポイントですね。

○委員 皆さんの話を伺って、女性であるとか、生活困窮であるとか、ひきこもりのお話もできましたけれども、今後内容的にどこかまた厚くなるというお話であればですが、15 ページからの江東区の現状のところ、データが各種載っています。これが計画の施策の根拠になるものかと思っております。そのところをまた必要なものは載せていただくことが宜しいのかなと思っております。そうでないと、「何となく世の中の的に流行っているものを施策として挙げてみました」になってしまいかねないと思っております。あくまでも江東区のこれが現状で、これが根拠になって、今回この計画期間内に施策をうったという根拠になると思っております。必要に応じてそういったデータを載せていただければと意見として思いました。

○副会長 根拠を明確にというところ。関連して、私も根拠ということで気になるのは6 ページです。ここに計画の策定の経過が書かれています。これを見ますと、特に区民意見募集の2 つ。

その他もそうですが「意見募集をやりました」で説明が止まっていますが、これをしっかり根拠にして計画を立てましたという、どう使ったのかというところを少しでもいいので書いていただくと実態に沿っているのではないかと思います。

施策の体系のところには「様々な意見を基に課題整理しました。」とちゃんと書いてありますが、ここに書いていませんので、何となくやって終わったのではないかと、という誤解が生まれてしまうのではないかと。そうではなく、本当にこの策定会議ではコロナ禍の中で、とても丁寧に区民の参加に基づいて、課題整理をして取組をたてて、施策をうってきたというところを示していただければ良いと思います。そこに今、委員の言われたデータが裏付けとしてありますということが示せれば、とても説得力があるのではないかと思います。

○委員 15 ページの基本データですが、生産年齢人口は、青年層、前期壮年層と分かれていますけれども、年少人口について0歳から14歳まで一括りです。これを就学前、小学生、中学生みたいな形に分けて捉えることは可能だとしたら、やっていただいた方が、より施策の具体性が、何が問題なのかということがよくわかるのではないかと思います。もしできるのなら、そのように捉えていただければと思います。

○副会長 より根拠を明確にという点では、できる範囲でというご意見でした。宜しく願います。

私からは3ページのその他の計画の中に「成年後見制度の利用促進計画」。これも入れてはどうかと思います。というのもこの会議の席上で議論ができましたので、やはり入れなければ整合性がないのではないかと。その他の計画の中に何を含めるかをもう少し検討していただければということです。その他いかがでしょうか。

本当に活発なご意見が出ましたが、冒頭、事務局から述べられましたが、今回パブリックコメントに出すまでの期間では反映できるまでの時間が少ないということですが、重要な意見は重要な意見ですので、意見シートの方には書いていただいて、それをどのように含めるかということでは、今パブリックコメントに出すにあたっては一応デッドラインがあるということをお踏まえていただければと思います。それでは、会長にお戻しします。

○会長 皆様ありがとうございました。本当に細かいところまできちんと見ていただいたことが今日の議論に表れていたと思います。事務局の方も短い時間の中、一所懸命、皆様のご意見を反映させようという努力はしておられたようですけれども、まず第一歩ということもありまして、すべてを加味するというのはなかなか難しかったと思います。ただ、これは育てていくものだと思いますので、そういう意味ではこれから認めていただいて実施するということになりましたら、途中、実際にこの計画が実施できているのかどうか、というところを区民の目線からも、また地域で活動していらっしゃる方の目線からも、ぜひ、モニタリングをしていただいて、できていないところがあれば、もっと皆で意見を出し合っているものにする、実効性のあるものにしていくというのが大事だと思います。

今回の意見シートはちょっと時間が短いというお話もありましたが、ぜひ評価も含めてこれから育てていく、ここで書いたものが改めて反映されるということもありますので、どうぞご協力をお願いいたします。それでは事務局へお返しします。

○事務局 皆様、長時間にわたり、貴重なご意見を数多くいただきましてありがとうございました。事務局から3点ほど事務連絡をさせていただきます。

まず1点目、次回の策定会議の日程です。2月4日金曜日午後1時30分からの開催を予定して

います。この日にはパブリックコメントの実施結果と計画の最終案につきまして、皆様にご検討をいただきます。

2点目。意見シートにつきましては、11月19日金曜日までに提出してください。これを過ぎてしまいますと今回については全く反映をできませんので、期日をお守りいただきたいと思います。

3点目、委員謝礼金の請求書でございます。本日お越しの方でまだ提出していない方につきましては、お帰りの際に事務局にご提出ください。また Zoom で会議に参加された方につきましては、開催通知に請求書を同封しておりますので、記名、押印の上速やかに事務局までご提出ください。

○会長 ありがとうございます。只今の事務局からの連絡について何かご質問・ご確認事項等はありませんか。宜しいでしょうか。

それでは長時間ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年度第5回江東区地域福祉計画策定会議を終了させていただきます。

○事務局 どうもありがとうございました。

—了—